

元末福建動乱考（前篇）

— 呉源『至正近記』に見る「亦思巴奚の乱」—

山 崎 岳

はじめに

モンゴル帝国の衰亡は、その勃興と同じく、世界史上の大いなる謎である。一三世紀初頭、モンゴリアの遊牧諸部の中に誕生した軍事政權は、わずか一世紀に満たないうちに空前の膨張を遂げ、アジア諸民族の頂点に君臨した。そして、その後裔たちは、やはり一世紀を経ずして征服先の各地で衰退をはじめ、やがて次々と歴史の表舞台から姿を消していくのである。一三世紀から一四世紀にかけて起こったこの世界規模の変動は、何らかの一貫した動因に貫かれたものなのか、あるいは偶然的要因の集積によるものか。はたまた、それは単に一過性の暴風に過ぎなかったのか、それとも世界史上の不可逆的転換となったのか。議論

は尽きないところであろう。

このころ東アジアに出現した元という中国王朝もまた、モンゴルの世界的覇権を象徴する政權の一つである。日本における東洋史学の黎明期から今日にいたるまで、元朝は、中国史の一環として、また遊牧国家・東西交渉・世界システムといったさまざまな観点から、多くの研究者の注目を集めてきた。ただし、衰退期の元朝に関する研究は、繁栄期のそれに比して圧倒的に少ない。最大の原因は文献史料の乏しさに帰せられようが、研究者の関心の偏向によるところも大きいのではないか。

凡事万般、成長発展を喜ぶのは人の常である。アジア史上最大の軍事的成功を打ち立てたモンゴル帝国は、そのなりふり構わぬ侵略性と、戦禍によるおびただしい人命の損

失にひとまず目をつぶるなら、後人の讃仰の対象となつてしかるべきだろう。しかし、極盛期のモンゴルのありさまを切りとつて、それをかの帝国の不変の実体のように見なすのは、周公孔子の理想社会を阿片まみれの清末の専制国家に重ね合わせるのと同轍の迷妄に陥ることになりはしないか。誰もが知るように、一三世紀後半に繁栄と富強を誇つた南宋を實力で圧倒し、世界最大の艦隊を駆使して未曾有の海外遠征を敢行した元朝が、一四世紀半ばまでのわずか百年のうちに、方国珍や張士誠のごとき草莽の民乱をも抑えきれないほどの弱体を呈したのである。そこには、百年の栄華を通じて進行したモンゴル政権の根本的変質を想定しないわけにはいかなないであろう。

本稿は、元末明初の一士人による記録を精読し、この時期の福建沿海部でおこつた動乱とその背景を分析することで、元朝政権の亡因の一端を探ることを目的とする。ただし、都市と農村、民衆と政府、はたまた漢人・南人に対する蒙古・色目といった、紅巾の乱においてはそれなりに見いだせるような対立軸は、元末福建の動乱には安易に適用できない。経済的には進取的だが、政治的には保守的な福建という土地柄によるものであろうか、この地の紛争は、

省路州県の地方衙門から、在地の勢豪、盜賊や民兵、そして蕃坊の回商にいたるまで、利害を異にする大小さまざまな集団の生き残りを懸けた駆け引きによって推移展開し、経済や信仰といった抽象的な命題よりも、在地の個別具体的な社会関係が大きな意味をもつように見える。

しかし、その一見無軌道な争乱を通観するなら、ここにも確かに、元朝の地方官府が統治機構としての存在意義を失い、混沌の中で希求される新たな社会統合が、モンゴル統治下の既得権益層ではなく、草莽の民衆によって形成される過程を見いだすことができる。それを単に無意味な偶然の集積と決めつけたり、あるいは一治一乱の予定調和として捨て置くのは、いずれも抽象に言寄せた怠慢であろう。元末の動乱は、意味のある「歴史」として語られねばならない。手はじめに、その材料となる『至正近記』なる書物を歴史の中に位置づけるところから始めよう。

『至正近記』について

本稿は、元末明初の文人・呉源の撰になる『至正近記』を主要な典拠とする。同書は、福建行省興化路に関する元

末至正年間の史事を記した私製の地方志ともいうべきものである。もとは二巻本として著され、同時代の人物伝をもなっていたようだが、清代に散佚し、単行刊本としての伝存は確認できない^①。現在参照できるのは、その一部にあたる明弘治刊『八閩通誌』の録文で、至正一二年（一三五二）から洪武元年（一三六八）までの期間に、福建沿海部で起こった一連の動乱が詳細に記述されている。筆者はかつてこれに訳注を施したことがあるが、後から見かえせば至らぬところばかりが目につく。^③適宜修正しながら論を進めたい。

『至正近記』成立の経緯は、『八閩通誌』の編纂者・黄仲昭が、同時期編纂の『興化府志』に寄せた引言から詳細をうかがうことができる。

国初に郷里の先人・呉公源と方公樸が、府志を分担執筆することを約束し、宋の南渡前を方樸が、南渡後を呉源が引き受けることになった。その後、意見にすれちがいが生じたため、とうとう府志はすべて方樸に委ねられることとなり、呉源は自分で『事迹』という書を著した。方樸の府志は、ただ宋の名臣七〇人あまりをまとめたのみで、脱稿に至る前に亡くなった。『事迹』

は、梁・陳にはじまって元末におよぶまで、およそ六〇人あまりになるが、その後さらに『至正近記』を著して数人を加えた。呉源の後、百年あまり、これを継ぐ者はいなかった。^④

記述によれば、呉源は、洪武初年の興化府で新たな府志の編纂が計画された際に、同じく編纂にあたった方樸と意見が合わず、途中で役目を下りることになった。そこで、私家版の郷土史として世に問うたのが『事迹』、正しくは『莆陽名公事迹』という書物であった。その続篇として、至正当時の時事を追補するために編まれたのが、この『至正近記』である。^⑤

撰者呉源は元末興化路莆田県の人で、至正末年に泉州路の訓導、洪武初年に興化路の教授職を務めた。洪武十三年（一三六〇）、胡惟庸の獄を転機に、突如拔擢されて四輔の官に召し出されて皇太子の講筵に侍り、後に国子監の司業に就くなど、地方文人としては異例の大出世を遂げた人物である。^⑥呉源とともに、『興化府志』の編纂計画に関わった方樸は、初名を槐生といい、やはり同じころに文名をもって知られた。明初には興化府学の訓導という卑官に甘んじながら、府同知李景齊の信頼を受けたが、洪武六年に李景

齊の疑獄に連座し、その後自殺している。⁷⁾ 黄仲昭によれば、呉源は『至正近記』の中で方樸の文章に難癖をつけていたというから、両者の関係は破綻していたのである。⁸⁾ 府志の編纂過程の不仲といい、その府志が方樸に委ねられたことといい、単に文人相軽んずる郷儒の通弊か、あるいは政治的な波乱によるよんどころない事情があったものか、これ以上の詳細はうかがえない。ともあれ、洪武『興化府志』の刊行計画は頓挫し、弘治年間まで実現を見なかった。ただし、呉源の『莆陽名公事迹』も、方樸の『莆陽人物志』も、ともに弘治以後の『興化府志』に引用され、両者が手がけた編纂事業は無駄にはならなかった。

ところが、『至正近記』については、とりわけ本稿の典拠となる元末の動乱を記述した部分は、『八閩通誌』を除いて、明代の地方志ではほぼ引用されることがなかった。そもそも『至正近記』に負うところ最も大なるはずの『興化府志』が、その存在を完全に黙殺し、万暦版にいたっては、せつかく「紀變」という戦乱記録の項目を設けながら、「元の至正年間のこととは、詳細がわからない」と一言するのみで、その間の事件にまったく触れないのは、いかにも不自然である。⁹⁾

おそらく、『至正近記』の記述には、後世の興化府の人々の名譽声望に少なからず差し障るところがあったのであろう。同書において、土匪流賊さながらの活動を記録される林氏・陳氏をはじめとする元末の豪族は、明代には文名赫赫たる進士を輩出する書香の門第に豹変を遂げていた。彼らからすれば、同書はその祖先たちに「あらぬ汚名」を着せて誹謗する悪書で、その記事を文字通りに信じるわけにはいかなかったのではないか。よしや郷里の先師・呉司業の遺文として相応の敬意を払われたとしても、経史の訓詁にすら各自一家言を譲らない彼ら相互の「歴史観」を調整するのは、並大抵のことではなかったはずである。新たに編纂する府志にこれを載録することは、郷里百姓の安寧和睦のため憚られたであろうし、できることなら同書自体を封印してしまいたいと考える者があってもおかしくない。『至正近記』を含めた呉源の著作が、清代中期にはすでに佚書となり、単行書目としては四庫総目にも載録されなかったのは、そのような背景もあるのではと想像される。

『至正近記』が再び脚光を浴びるのは、乾隆年間の『重纂福建通志』においてである。同書の「外紀」は、いかにも乾嘉の盛世にふさわしい雄篇で、福建全土の変乱記事を

通史的に叙述し、元末に關しても関連文献を博搜して陳友定の台頭過程を含めた詳細な記述をまとめている¹⁰⁾。その興化・泉州に関する記事は、おそらく『八閩通誌』から転載したものが、例によって非漢人名を清朝式の用字に改めて無用な美観を施しており、版本としての価値は底本に及ばない。ただ、これ以降、元末の動乱に関するタブーは緩和されたようで、以後の地方志にはその抄録記事が散見されるようになることから、そうした意味での歴史的意義は認めてよいだろう。

一九世紀以降、東アジアにも西洋式のグローバルならぬユニバーサルな世界認識が流入すると、『至正近記』の記述も、福建一省の郷土史としてより、中国における中東文明の影響という東西交流史的関心から注目が集まるようになる。中国では民国期の張星娘¹¹⁾、日本では第二次大戦後の前嶋信次の研究の意義が大きい¹²⁾。とくに前嶋が、「亦思巴奚」の語をペルシャ語の「ispan」ないし「spani」と関連づけたことは、それ以後のほとんどの研究者の賛同を得て、定論と見なされている。人民共和国建国後の中国では、回民研究の一環として「亦思巴奚」への関心が高まり、呉文良・陳達生・努爾・吳幼雄らが泉州ムスリムに関する情報

と解釈を積み重ねてきた。また、郷土史的関心から発展した地域史的研究として、朱維幹・莊為璣・廖大珂・張忠君¹⁷⁾が挙げられ、近年の『福建通史』²¹⁾にもそれらの成果が反映されている。近年では、劉迎勝が元朝体制下でのムスリム義勇軍の設立という観点から論じ、日本では向正樹がインド洋世界に広がるムスリムのネットワークという概念に引きつけて言及している²³⁾。研究史についても、両論文の最新の整理に詳しい²⁴⁾。

本稿の究極的な目的は元末明初の社会変動、すなわちモンゴル帝国の衰亡と明朝成立の過程そのものを明らかにすることにある。そして、福建の動乱を扱うのは、これが当該主題の重要な一環であると信じるからである。泉州ムスリムの存在も、また彼らが担っていたであろう海上交通の意義も、ここではそれ自体を主題とするわけではないものの、この時代を語る上で無視できない論点である。ここで取り組もうとする課題は、それらさまざまな社会的要素を有機的に編み込みながら、元末の動乱を何らかの歴史的意味を有する過程として描いていくことである。頼りとなる第一の導き手は、やはり『至正近記』にはかならない。前置きが長くなったが、いよいよ本題に入ろう。

動乱の前触れ

『至正近記』の記述は、至正一二年（一三五二）三月の陳君信の乱に始まる。陳君信は仙遊県の民戸で、同郷の秦通甫・黄文五らと謀り、数百人の徒党を集めて仙遊県城を占拠し、さらに興化路城の攻略をはかった。しかし、まもなく元帥府の追討を受け、泉州路の永春県で県尹の盧琦におびき出されて捕えられ、その後処刑された。

至正一二年といえば、紅巾の乱の発生から一年になるころだが、間接的な影響関係は想定されても、陳君信がこれと直接に連携していた形跡はない。この蜂起が何をめざしたものであったのか、『至正近記』は何も語らないが、それをうかがわせる記述が『元史』の盧琦列伝に見える。

隣接する仙遊県で盗賊が起こった。盧琦がたまたま県境にいたところ、賊がこれを遠望し、出迎えて礼拝した。「これはこれは永春県の旦那さま。旦那さまに治めていただけるかの地の民は、何と幸いなことでしょう。われらが邑長は、暴戾をもつて我らを駆り立て、その結果がこのありさまでございます。」盧琦が馬上からは非得失を説き諭すと、人々はみな武器を捨て、

自らその首領を差し出して赦免を請いたいと願い出した。盧琦はこれを許した。首領が県治に至ると、盧琦はこれら捕えて元帥府に送致した。これ以後、その威武と恩徳は県外にも知れわたった²⁵⁾。

『元史』列伝のこの一文は、莆田の進士・林以順による「永春平賊記」を抄録したもので、ほぼ同時代の記述である。時は至正一二年、盧琦が永春県尹だった時期のことであることから、陳君信の捕縛の顛末を語るものと見て間違いない。

上掲文中の盗賊たちは、仙遊県民の蜂起の原因は「邑長」の暴政にあり、自ら望んで反したのではないと語る。では、その「邑長」とは何者だろうか。『至正近記』は、仙遊県の陥落に際してダルガチの倒刺沙と主簿の要東木が²⁶⁾ 県城をすてて逃亡したことを記録する。この時点での県尹の名は特定できないが、²⁸⁾ 同県の民衆を反乱に追い込んだ不徳の「邑長」に、これら色目官僚が含まれることは確かであろう。

嘉靖「仙遊県志」によれば、ダウラト・シヤールは反乱の前年にあたる至正一一年（一三五二）に同県ダルガチに就任し、兼ねて勸農の職事を掌った。ヨシムトも同年の着任

で、ほかにも県尉の林亨と典史の廖名夫といった顔ぶれがこの年に刷新されている。⁽²⁹⁾ 奇しくもやはり同じ年に、宋の宝祐年間以来百年ぶりとなる県志の纂修が行われ、⁽³⁰⁾ また興化路域では路学が改修されるなど、⁽³¹⁾ 県としては多事多忙のうち過ぎ、その分出費のかさむ年となった。これらの事業は廉訪使田九嘉が主催していたようで、ダウラト⁽³²⁾ シャーのダルガチ就任といかなる関わりをもつのかは不明だが、出費にともなう県からの徴発が住民にとって過大な負担となったことは想像に難くない。

これとほぼ同時期に泉州路のダルガチを務めた俣玉立は、城壁・学校・橋梁の修築、それに清浄寺の建設などの公共事業を起こしつつ、貧者への施しも時宜を得ており、後々まで語り継がれる政績を挙げつつあった。⁽³³⁾ ダウラト⁽³⁴⁾ シャーも、こうした例に触発されて有為の治政を志したことがなかったと言いつつ、しかし、同じくムスリム色目人とはいえ、内地生まれの文人官僚とペルシャ語名を帯びた異邦人では、県下士民との関係も自ずと異なるものであったことだろう。ダウラト⁽³⁵⁾ シャーの施政がめざしたところは今や知るすべもないが、それが県民から圧政と見なされる結果に終わったのは、双方にとって不幸なことであ

あった。

上掲列伝の主人公である永春県尹の盧琦は、仙遊県に隣接する泉州路惠安県の出身で、元代福建の数少ない進士の一人である。在世時には文人としても執政官としても令名高く、その文集『圭峰集』には、折節にしたためられた公私の詩文とともに、少数ながらその治績をしのばせる経世文の類も収められている。その一篇「論寇文」は、盧琦が永春県尹であった時期に、自身の郷里惠安県の寇兵の招撫に用いられた榜文で、陳君信の反乱に対するものと断定はできないが、数年を隔てない時期のものである。引用は省くが、盧琦は彼らの反乱が近隣地域の住民にいかにか大きな災厄をもたらしているかを切々と説くとともに、「汝らの県官や鎮守の官軍による虐政が、事件の激発を招いたのだ」と、その責任を地方官に帰して反乱者に同情を示す。文面は儒家的な人道主義に満ち、元末名宦の面目躍如たるものがあるが、現実には、文面に表れた人道主義とは正反対の放縦な収奪と酷薄な搾取とが横行し、治下民衆の怨嗟憤懣が鬱積していたからこそ、このような論告が発せられ、それが千古の名文として今日に残されたのであろう。塗炭の乱民を一人でも救わんとする盧琦の姿勢は嘉みすべきだ

が、あくまで本人の文集に載せられた美談の一端であることは言い添えておきたい。

『至正近記』は、この事件に関して、「仙遊民陳君信・秦通甫・黃文五が衆数百人を聚めて県治を攻め陥した」と記すが、これに続く事件の顛末においても、陳君信を「賊」と明示する表現が見えない。『閩書』もまた「居民陳君信等仙遊県城を陥す」とあるのみで、同様に「賊」とは呼んでいない³³。詳細を期待すべき『仙遊県志』や『興化府志』は、不可解と言おうか、残念ながら陳君信に一言もしないためその人物像をうかがうことはできないが、おそらく、仙遊県においては本来盗賊と見なされるような人物ではなく、あくまで一介の「居民」であったということなのだろう。一方、前掲の『元史』盧琦列伝、ないし林以順の「平賊記」が「隣邑仙遊の盜發す」といい、万曆『泉州府志』も同様に「仙遊流賊剽掠す」と記すのは、隣路・隣県の立場からすれば当然だが、これらは逆に陳君信の実名を挙げていない。単なる偶然とも思われようが、あるいは仙遊県ないし興化路において、元末の暴政に反乱の狼煙を上げた陳君信一党を義民視する声があったのではないか。

あくまで傍証ではあるが、十年近く遡った至正初年に興

化路総管府の微官を務めた李約という人物について、盧琦の場合とよく似た次のような逸話がある。

李約、字は審初。元の総管府経歴で盧陵の人である。至正年間に來任して路政を補佐し、しばしば民の不満を晴らした。そのころ、仙遊県尹の馬氏は甚だ暴虐であつた。民戸の陳一壺が反乱を起こして官署を焼き払い、馬氏は山中に逃げ込んだ。総管府は變事を聞いて李約を派遣した。仙遊の人々は李約が来ることを聞き、陳一壺を縛つて引き渡した。李約は捕えた陳一壺を総管府に献じたが、それ以外の者の罪は問わず、県下は安らかとなった³⁴。

事例としてはこれだけで十分だが、話には続きがある。李約は朝使の檄によつて県尹に挙げられ、辞退したものの、これを妬む馬氏の嫌がらせを受け、自分の死を予期して、まもなく死んでしまう。その後ある日、馬氏とその一党五人がこぞつて城隍廟に詣ると、李約が堂上の机案に拠つて座し、顔は怒りを露わにしていた。彼らは恐怖にかられて逃げ出したが、馬氏は賊に襲われて殺された。因果応報、諸悪莫作というわけである。

県尹の馬氏とは何者か知るすべはないが、馬姓はムスリ

ム名を彷彿とさせ、尹はここではダルガチを指したものかもしれない。話の筋からして李約の功績をたたえるための舞台設定とはいえ、悪辣な邑長に対する反乱が県下士民の公憤に発するものとの前提は明らかである。不軌犯上の大罪が公然と称揚されることはないにしても、陳一壺が「賊」と呼ばれないのは、馬氏の悪政に鑑みてその行為に一分の理を認めた春秋の筆法というものであろう。

別段、何もかも「農民起義」とするつもりはないが、名宦の善政なるものの陰に、義行とは見なされない義行があり、義民とは見なされない義民がいたであろうことは、この種の史書を読む者ならばしばしば感じるところであろう。そして、そうした場面に色目人が登場すると、たいいてい悪役を担がされることである。

元末にいたっても、漢人南人による蒙古色目への排外意識は、決して解消されたわけではない。『至正近記』が、陳君信の反乱時の県官として色目人の名指しするのは、呉源自身にもその種の偏見があったためではあるまいか。こうした「種族観念」に由来する感情的阻隔が、現実の「虐政」とあいまった際に、衝動的な反発はしばしば集団による暴力として現出する。二年後の至正一四年（一三五四）、

興化路に隣接する泉州路安溪県の李大と南安県の呂光甫らが蜂起し、仙遊県に侵入しこれを占拠した。先の反乱では県城を放棄して命拾いしたダウラト・シャーは、この時に捕えられて殺されている。かりに仙遊県の住民がその圧政に苦しんでいたとするなら、彼らとしては、はからずも隣県の乱民の侵入によつて、ようやく怨敵を成敗できたという話になろう。

至正一二年と一四年にこの地域で起こった反乱は、仙遊県と安溪県というそれぞれ興化路と泉州路の属県を震源とし、いずれも路城の攻略をねらつてこれを包囲する形勢に発展している。そこには、元朝の支配の拠点である路と諸県、さらには県城と郭外農漁村との対立的構図を見出すことができるかもしれない。また、仙遊県ダルガチのダウラト・シャーのような、元朝に特有の色目人官僚など、「民族的」な要因も想定できるだろう。これらの反乱は、その後本格的に勃発する大動乱への先触れであると同時に、ある意味、元朝治下の社会に通底する矛盾を体現したものであったといえるのではないか。

亦思巴奚の乱

至正一八年（一三五八）になって、興泉地方の社会秩序は急速に崩壊に向かうことになる。『至正近記』によれば、この年の一二月に福州の行省と憲台、すなわち平章政事と肅政廉訪使が交戦状態に陥った。これが発端となって、それまで福建のそこかしこに伏在していたあらゆる隠微な対立が、あからさまな暴力として表面化してくるのである。

同じく王朝国家の禄を食む官僚たちが、仁義なき官場にいがみ合うのは古今の通性である。しかし、そのような対立が集団的な暴力をとまなうようになれば、それは内乱と呼んでよい特殊な事態といえよう。爾後十年にわたる福建の動乱は、基本的に元朝の官職を帯びた公人間の武力闘争という一面をもつ。この点、中原における紅巾の大乱が、元朝の統治機構の機能不全を加速したことは疑いない。しかし、混乱のすべてをこれに帰するのは因果本末の顛倒である。紅巾の蜂起にはるかに先立って、元朝の治安機能は各地で民間の兵力に依存しきっており、権力機構の空洞化は相当に進んでいた。旧南宋支配地域の長江以南では、方国珍の蜂起を皮切りに、あちこちで組織される義兵の盛行

によって急速に武装化が進行し、いわゆる群雄割拠の様相を呈してくる。⁽³⁷⁾福建行省にあつても、その統治機構は一枚岩の組織ではなく、任官者各自が自己の勢力拡大を本務とする利権と暴力の体系へと変貌しつづあつた。

福建は、元による江南征服直後には福州と泉州に別個に行省が置かれ、数次にわたって合併や移転などの異動を経た後、大徳三年（一二九九）に宣慰使司・都元帥府が設けられて以来、江浙行省の統属下に置かれていた。⁽³⁸⁾張士誠の反乱によって江浙行省が危機に陥ると、至正一六年（一三五六）、ふたたび福建に独立の行省が設置された。しかし、混乱期のもので当座の平章政事にだれがあてられたのかは明らかでない。『元史』には、至正一八年に江浙行省の慶童^{トシノ}が福建平章政事に任命されながら赴任を前に昇遷し、同年一月に普化帖木兒^{ボガテムル}が代わってこれを拜命したことが記される。廉訪使との交戦開始は一月と記録されることから、まさしくその着任と同時に起こったできごとということになる。

衝突の原因も経緯も、『至正近記』には説明がない。確かなのは、それが平章政事と廉訪使との省政をめぐる主導権争いだったことである。新任のボガテムルが福建行省の

最高執政官としてふるまうためには、勅命による肩書きなどは実質的に意味をなさず、それに値する存在であることと実力で示さねばならなかったのである。

この時、ボガテムルは、当時興化に寓居していた三旦^{サムダン}八と安童^{パ(4)アシト(4)}という二人の人材を自陣営に引き入れた。サムダンはタングートの出身で、当時は宣政院使の肩書を帯びていたというが、もとは江浙行省の平章政事を務めた要人であった。アントンは官を捨てて道士の身だったが、もと興化路総管を務めたことから、明清時代の郷紳よろしく、隠棲後も同路周辺地域で一定の影響力を持っていたと推測される。

翌一九年(一二五九)正月、サムダンは改めて福建行省平章政事、アントンは同參知政事を称した。このころ、各地で深まる混乱の收拾のため、多くの行省の平章政事には「便宜行事」の権限が与えられ、「檄」をもって属官を指名することが頻繁に行われていた。アントンは、『元史』宰相年表に參知政事として確かにその名が見える。⁽⁴³⁾サムダンは福建平章を「妄称」したものとされるが、少なくともボガテムルの了解は得ていたのであろう。ボガテムルからすれば、もと江浙平章政事を務め、経歴においては自身

より格上のサムダンの加勢を得るためには、多少の違和感をおしてもこれを黙認するほかなかったのではないかとあれ、彼らの治所は興化路域に置かれ、ここに福州行省の支局として興化路と泉州路を併せ治める「興泉分省」なる官署が成立した。泉州は宋代以来、広州と並んで中国最大の貿易港であり、元初には独立した行省が置かれた重要都市である。興泉分省は、いわば福州の行省が、福建地域の「もう一つの中心」である泉州をおさえるための出先機関として興化路域に設けたものであった。

この時、ボカテムルは泉州の「亦思巴奚」に財物を贈って行省側に動員することを試みた。「亦思巴奚」は、現代中国語の拼音によると「yisibaixi」と表記され、これは前述のように、ペルシヤ語の軍隊・兵士を意味する「イスパーハ」ispanないし「シパーヒー」sipahiに由来すると考えられるのが定説である。⁽⁴⁴⁾さらに筆者は、より厳密には、ペルシヤ語の「イスパーハ」ispanに、nisbatと呼ばれる接尾辞「-i」をつけた形容詞型で、軍に帰属する者を表す「イスパーヒー」ispaniなる語形を音写したものと理解する。⁽⁴⁵⁾『至正近記』を見るかぎり、「亦思巴奚」に關係する人名の多くがアラビヤ語ないしペルシヤ語の転写とおぼしいことが

ら、彼らは宗教的にはイスラームを信仰する人々の集団であつたと考えてよいだろう。また、同書はこれのことさらに「亦思巴奚」と音写をもつて特記し、また文意からは彼らに対する少なからぬ「異類」視を見てとれることから、宗教・文化面のみならず、外貌においても在来の住民とは異なる特徴をもつ人々がその中核を占めていたと推測する。「イスパーハ」の語は語源的に「馬」に関わることから、主力は騎馬兵が占めたと思われるが、もとは海路中国沿海に渡来た人々であり、泉州港における貿易にも携わっていたであろうことから、船の扱いには長けていたはずである。^④ここでは、「亦思巴奚」を、外国出身者、およびその子孫たちからなり、泉州に僑居するイスラーム指導者に率いられた兵士の集団、ないしそこに属する兵士を指すものと理解しておきたい。以下、その意味を表す語として、「イスパーヒー」とカナ書きすることとする。

この時、イスパーヒーを率いたのは、賽甫丁、および阿迷里丁^{アミール・ウッディーン}（^⑤）という人物であつた。『元史』には、ボガテムルの平章着任の前年にあたる至正十七年（一三五七）に、「義兵万戸の賽甫丁と阿迷里丁が叛いて泉州に拠つた」という記録がある。^⑥この『元史』における「叛」の用字から、

多くの論者が『至正近記』に描かれる福建の動乱を「亦思巴奚の反乱」と呼ぶ。しかし、これはおそらく当時の行省か廉訪使の一方的な報告に基づくものと考えられ、一定の留保が必要であろう。後述するように、彼らは、この時点でも、またこれ以後も、行省からの出兵要請に協力して元朝に忠勤を尽くしており、「胡虜」の打倒をめざした紅巾の反乱などとは同類視できない。また、後述するように、この時期の福建の混乱は、統治機構の全般的な機能不全によるものであつて、イスパーヒーが「叛いた」ことが原因とはいえない。

しかし一方で、元末福建沿海部の動乱が、その最終的な局面から、「イスパーヒーによる反乱」と見なされるような経過をたどつたことも事実である。『元史』は、サイフ・ウッディーンの官名をただ「義兵万戸」と称するが、そもそもこの呼称からして、サイフとアミールが、国制上の正規軍ではない私兵を率い、それによつて便宜的に万戸の職位を付与された半自立的勢力であつたことを示唆する。しかも、『至正近記』の記述による限り、この時期の泉州路の諸官、ならびに泉州に駐屯していた元朝の正規軍である湖州千戸・左副翼千戸は、一様にこの「義兵万戸」の使

役するところとなつていった。

サイフやアミールの地位は、中国的な官僚というより、むしろモンゴル由来の投下に相当するものと理解されよう。⁽³⁰⁾ 彼らはおそらく中央における何者かの允許のもとに、泉州一路をその私領としてまるごと占有していたのである。中央権貴にとつても、商港泉州の貿易管理を、諸官の利権が錯綜する行省に委ねるより、こうした「封臣」を通じて行うのが便宜順当と判断されたのかもしれない。もちろんそれには、彼ら自体が泉州一路を占有しきる相應の実力を持ち合わせていることが条件となる。『泉州府志』には、同路上万戸の宣武將軍・鄭寿なる人物が、サイフとアミールの謀殺を企てて族人とともに返り討ちにあい、家屋敷も破壊を被つたことを記す。⁽³¹⁾ 前述の『元史』に見える至正一七年の「叛拠」の記述は、あるいはこの事件を指すのではないか。

ともあれ、ボガテムルの要請により、「義兵万戸」のサイフ・ウッディーンとアミール・ウッディーンは、行省を支援することとなった。興泉分省のサムダンパは、こうして集められた合計数千人の軍勢とともに福州に赴いた。それとは明記されていないが、サイフもこの時に相当数の兵

士を率いて福州に移駐したものと考えられる。一方、参政政事アントンは、興泉分省の留守を務めて、興化路城の防備を固めた。ボガテムルとしては、興化のアントンと泉州のアミールが、それぞれの路城を治所として自身を支援する盤石の体制を整えたはずであった。

しかし、至正一十九年三月、アミール・ウッディーンとその軍勢が、福州の応援のためと称して興化路城外に進駐し、これに対しアントンは城門を閉めて交戦の構えをとつた。行省としては予期せぬ展開に、サムダンパが福州から急遽興化に帰来して調停を試みたが、双方とも応じない。さらに、アミールのもとに説得に赴いたサムダンパが身柄を拘束されると、まもなく路城に立てこもるアントンと城外を取り巻くイスパーヒーとの交戦がはじまった。分省側はかろうじて一日持ちこたえたものの、それ以上支えきれず、ついにアントンは路城を捨てて逃亡した。入城したアミールは、アントンの妻子を捕え、兵士たちに住民への掠奪を許した。

『至正近記』によれば、興泉分省は、かねてからイスパーヒーを御しやすしと侮り、彼らを挑発するようなふるまいがあつたようである。そのため、この時精銳を率いて興化

路に至ったアミール・ウッドディーンには、はじめから路城占奪の意図があり、またアントンの側でも、あらかじめそれを察知していたという。アントンはつとに至正七年（一三四七）には興化路総管の地位にあったことから、福建に來任したばかりのボガテムルや流寓の身のサムダンパに比べ、少なからず在地の因縁に縛られていた。『元史』にいう至正一七年のサイフとアミールの泉州「叛拠」に際しても、隣路総管のアントンが全く関知することがなかったとは考えにくい。逆に、アントンが以前から泉州ムスリムと良好な関係を築けていたとすれば、事態がこのように無体な展開をたどることも避けられたはずである。また、『至正近記』によれば、アントンがアミールに交戦の構えをとったのも、漳州路総管陳君用の策謀に従ったためというから、漳州路もまたこぞって泉州ムスリムに対抗する意図をもっていたことになる。漳州に関しては別稿に期するとして、この時期の福建沿海諸路が、政治的な、またあえて言うなら宗教的な要因により、相互に一定の緊張関係をはらんでいたのは間違いない。それはもはや行中書省の權威で抑え込むことができる程度のものではなかったのであろう。

ともあれ、行省の方針から興泉分省の管下におかれたも

の、広州と並ぶ貿易港を擁する泉州は、もとより興化路よりもはるかに大規模かつ経済的に重要な都市であった。今や事実上その泉州に自立するムスリム万戸は、このたびの変事を通じて、その実力において興泉分省を上回ることを、実際に証明してしまったのである。

アミール・ウッドディーンは一月ほど路城を占拠したが、同路各地でこれに反発して義兵を結成する動きが広がり、アントンによる報復攻撃も試みられたことから、同年四月にはイスバーヒーを率いて泉州路に退去した。攻め手に回ったアントンだったが、この時、おそらく病によって、あえなく陣中に没した。これを悼む盧琦の詩には、「空しく父老をして黃覇を思わしめ、重ねて英雄をして孔明を甲わしむ」と詠まれている^②。アミールを追い返した「死せる孔明」の軍略もさることながら、黃覇の寛仁をもって吏民の心を得た名太守との含意がうかがわれよう。

囚われのサムダンパはそのまま泉州に連行された。『元史』には、サムダンパが肅政廉訪使のボロテムルに弾劾され、興化路で捕らえられたとあることから、その後廉訪使方に引き渡されたものと思われる。幸い厳しい処分は免れたようである、その後、泉州の清源山の碑刻において、且那衆

の筆頭に名を列ねているのが確認できるが、かつて官界の出世街道を歩んでいた英才としては、やや不本意な処世であつたに違いない。

サムダンバもアントンも、断片的な記事からうかがい知る限りでは、江浙・福建の南人人士たちと良好な関係を築いていたようである。史料の比較的豊富なサムダンバは、江浙平章ということもあり、特に文人たちとの関わりが深かつたことが知られる。⁵⁴ 且景初という漢名をもち、山堂という室名を称し、僧形ながら儒学に造詣深く、書画や弹琴にも長けていた。のみならず、騎射剣術を善くし、かつて英宗シディバラの寵信を得て「龍電」の銘の入った恩賜の剣を身に帯び、飛山子の号をもつて鉄甲兵団を率いたという。文字通りならまさに文武両道を備えた柱国の才であつた。逆にいえば、その事蹟を見る限り、官位は高くとも、さしたる大功を挙げてもいないサムダンバに贈られた賛辞の数々は、その人品器量もさることながら、いかに漢南人たちの愛戴を得ていたかの証拠といえよう。西夏の後裔で「色目人」として遇せられたであろうサムダンバがまつた中国的教養は、しばしば誤解されるような文化の高下による同化の問題ではなく、このころ多くの漢人・蛮子が社

会上昇をめざしてモンゴル文化を摂取したのと同様に、漢南士民に君臨するための政治的適応であつたと思われる。いわゆる「漢化」は、彼らの祖先たちからすれば被征服民に同化する墮落への道であつたに違いないが、漢南士大夫にとって、またその感化を受けた彼ら自身にとつても、むしろ文化的陶冶洗練の道と感じられたであろう。これは、よくもあしくも、元朝国家がその中国支配を継続するためには、とめどのない傾向であつた。⁵⁵

一方、『至正近記』の記述は、泉州ムスリムの内情には乏しい。呉源は至正末年に泉州路学の訓導に挙げられたというが、これは最末期のことであろうか、彼らと何らかの接点があつたようには見受けられない。至正後半期の泉州について、漢語文献から得られる情報は非常に限られたものである。サムダンバやアントンが漢南士人と文化的に連続する地平にいるものとすれば、同じく色目身分に属するとはいえ、この時期の泉州ムスリムはいわゆる文人士大夫からは距離を置く存在であつた。しかし、それはあくまで相対的な問題で、彼らもまた泉州の地で生存をはかるためには、中国社会とさまざまな折り合いをつけねばならない。続く紛争の過程から、それが見えてくるであろう。

宋代以来数々の進士を輩出し、元代にも英宗朝の進士・林以順のほか、林善同・林瑠といった挙人の名が地方志に挙げられる⁽⁶⁾。他方の陳從仁は泉州惠安の人だが、叔父の陳士麟は儒者として一学派をなす重鎮で、その一人息子が陳同であつた。また、陳士麟には五人の娘がおり、四人がそれぞれ葉・連・柳・王の各氏に嫁いでいたが、うち柳氏はおそらく先の判官の柳伯祥の一族であろう。また姪女は同県隨一の名士盧琦の室で、地方志に名を残す賢女であつた⁽⁷⁾。

彼らの背景からうかがえるように、林氏と陳氏はいずれ劣らぬこの地域の豪姓大族であつた。彼らの郷里である莆禧と惠安は、湄洲湾を隔てて興化路と泉州路の境界をまたいで向かい合つていたことから、両家には以前から浅からぬ因縁があつたと思われる。在地の有力宗族どうしの争闘は、明清時代には「械闘」と呼ばれ、とくに嶺南地方において普遍的に見られた。しかし、元末福建の紛争がそれと異なるのは、当事者が同地の官府で職位をもつ現役の地方官であり、彼らの間の武力衝突は、省路州県の各級官員を巻きこんで、文字通りの内乱として繰り広げられたことである。

さて、林德隆が殺害されたとの知らせを受けると、長子

林珙は福州のサイフウツディーンのもとへ、次子許瑛は泉州のアミールウツディーンのもとへと奔り、横死した父の無念と陳從仁への復讐を訴えた。林珙と許瑛の懇願を受けたサイフとアミールは、シャムスウツディーンと連絡を通じて謀議した。翌至正二年（一三六一）四月、林珙は父の仇を討つべく兵を集めて興化路の城下に陣をしき、アミールウツディーンは惠安県にあつた陳同を急襲した。シャムスはサイフとアミールの二人と密約を結び、陳從仁を分省に呼び出して殺害し、反乱の罪をかぶせて屍体を八つ裂きにした。従兄の死を知ると、形勢不利をさつた陳同は、漳州路総管の羅良に助けを求めて落ちのびていった。

一連の経緯から、シャムスウツディーンが、林氏と陳氏のどちらとも一定の関係をもち、両者を天秤にかけながら、その時々で優勢な方を支持することでこの地の「平和」維持に務めていたことがうかがわれよう。任地においてはあくまで外来者であつた蒙古・色目系の地方官にとつて、統治機構としての法的公正より、現実的な力関係の均衡を優先することは、現地社会を治める上で常套の手段であつた。しかし、シャムスの政策によって、林氏と陳氏両陣営

は暴力の応酬を激化させ、分省と興化路の統治体制を内側から崩壊させていくこととなる。

陳同が漳州に逃亡すると、シャムスロウッディーンは福州行省に帰去し、かわりに參知政事忽都沙、元帥忽先が興化路に分省を開いた。彼らは、名前を見るかぎり、ムスリムとも、そうでないともとれる。確証はないが、あるいはシャムスを召還したのは、行省の方で興泉地方における泉州ムスリムの勢力拡大を牽制する意図があつた可能性を考慮してもよいだろう。ここではコトクシシャーをペルシヤ化したモンゴル人、ホセンをモンゴル化した女真人と解しておきたい。

まもなく態勢を整えた陳同らは、六月には海路郷里の恵安に帰来して県治を占拠し、住民をことごとく兵として従兄陳從仁の仇討ちを公言した。林珙はこれを迎え撃つたが敗北し、陳同の義兄の柳伯順が、逃げる林珙を追って興化路城下に侵入した。柳伯順は路城を守る元帥ホセンと内通して城内に押し入り、参政コトクシシャーを脅して自身を総管府判官に叙任させ、林珙追討の令状を引き出した。

敗れた林珙と許瑛はふたたび泉州のアミールウッディーンに出兵を懇請した。八月には、泉州ムスリムの

扶信がイスパヒーを率いて興化路城下の林珙らと合流したことから、形勢不利とみた柳伯順は撤退を決め、まず元帥ホセンを福州に送り返し、その後一党とともに夜陰にまぎれて逃亡した。守備軍逃亡後の路城に進駐したフサインは元帥を称し、林珙もまた総管を称し、また仙遊県もその一党の馬哈謀が占拠した。

こうして、至正二年九月、「義兵万戸」と称される福州のサイフウッディーンと泉州のアミールウッディーンの支援を受けた莆禧林氏が、泉州恵安の陳氏・柳氏を排除して、興化路総管の地位を獲得して政治的主導権を確立した。また、見方をかえればこれは泉州ムスリムの勝利でもあつた。福州のサイフ、泉州のアミールに加え、新たにフサインが興化に元帥の名号を得たことで、これらムスリム色目人は、興化路の豪族林氏の協力のもと、労せずして福建沿海三路を軒並み支配下に収めたことになる。

しかし、これはほんのつかの間の小康であつた。万人が正当性を承認する公正な規範が存在せず、ただ当事者間の力関係がしばし均衡しているだけでは、山上や海面の無風状態と同じく、長期的な安定を期待することはできない。この時点で元朝は、統一国家の体裁を整えるだけの中立的

秩序をもたらさしうる存在ではなくなっていた。まもなく、新たな平章政事の来任に前後して、紛争は再開する。

平章政事ボガテムルは、至正二年八月に江南行台御史大夫に転任した。⁽⁶⁶⁾これに先立つ二〇年の秋には、時の皇帝^(カザン)・惠宗トゴンテムルから「南服を鎮めた功」によって、官服と酒器を賜り、銀青榮祿大夫なる名譽職を授与されてい⁽⁶⁷⁾る。このたびの転任も、おそらくは福建の動乱鎮定に發揮した政治的手腕を買われ、より急迫した江浙の事態收拾に当てられたものと見る事ができよう。しかし、その時間的な前後関係を考えれば、ボガテムルの功績といえ、結局のところ当初の廉訪使との仲間割れに勝利を収めたことに過ぎない。その後の林氏と陳氏の争いにこの行省長官はほとんど何も関与しておらず、実際に『至正近記』にも、その間の活躍はまったくうかがわれない。サムダンパヤアントンが戦場で無力をさらし、興泉の土豪蕃客が着々と影響力を拡大していたころ、平章政事ボガテムルは、福州の三皇廟の学校を改修し、官没した民田をこれに寄付するなどして儒者たちの機嫌をとっていたのである。⁽⁶⁸⁾それはそれで人心収攬の意味はあるが、このダルナイマン部出身の貴公子は、馬上に天下を平らげた彼の祖先たちに比べて、

あまりに風流文雅が過ぎたように思われる。あと二十年早く生まれれば、あるいは元朝中興の名臣として名を成したかも知れないが、治世の能臣、必ずしも乱世の英雄ならず。はたして、実績のともなわぬ榮転は不幸な結末に終わった。ボガテムルは赴任先の江浙行省で、方国珍と張士誠という競合する二大軍閥にいやというほど翻弄され、ほどなくして命を落とすことになる。⁽⁶⁹⁾

(つづく)

註

- (1) 『至正近記』は、『千頃堂書目』卷五史部別史類、および『明史』卷七三藝文志雜史類に二卷本として見える。しかし、『四庫提要』には言及されない。
- (2) 弘治『八閩通誌』卷八五拾遺興化府元。
- (3) 山崎岳「明弘治『八閩通誌』所引吳源『至正近記』訳注」元末福建動乱の理解のために(『奈良史学』三六「森田憲司先生退職記念号」、二〇一七)。
- (4) 弘治『大明興化府志』卷三四禮紀人物、ならびに黃仲昭『未軒文集』補遺卷上序引「國初鄉先輩吳公源、方公樸、約分修之。自宋南渡前屬之方、南渡後屬之吳。其後因議論異同、遂以誌悉諉之方、而吳自為一書、名曰『事迹』。方志僅編成、宋名臣七十餘人、未及脫稿而卒。『事迹』起自梁陳、訖于元季、

凡六十餘人。其後復著『至正近記』又增數人。自吳後百餘年，未有續之者。」弘治『大明興化府志』五四卷は、米国会図書館所蔵寧波范氏天一閣抄本を同図書館ならびに台湾国家図書館のウェブサイトで閲覧することができる。また、同書の同治年間の重刊本には影印本がある。

- (5) 弘治『大明興化府志』卷二六 藝文志 著述類 史屬に、「莆陽名公事迹五卷、至正近記二卷」とある。「千頃堂書目」卷一〇 傳記類は、「吳源莆陽名公事迹五卷」とするが「事迹」は「事迹」の誤記か。『明史』藝文志には未録。

- (6) 『國朝獻徵錄』卷七三「司業吳公源傳」、弘治『大明興化府志』卷三九 禮紀 人物 名臣四 莆田縣 國朝。

- (7) 『宋學士文集』卷七三「莆田方時舉墓銘」、弘治『大明興化府志』卷四四 禮紀 人物 文苑 莆田縣 國朝。

- (8) 黃仲昭『未軒文集』補遺卷下「黃方子列傳論」において、黃仲昭は方樸の文章に対する吳源の態度を「滌垢而索瘢」と称して批判している。『至正近記』の伝存部分には、このように言っている記述は見えない。

- (9) 万曆『興化府志』卷二六 補遺 紀變：「元至正之事、不可得而詳矣。」

- (10) 乾隆『重纂福建通志』卷二六六 雜錄 外紀 元。

- (11) 張星煊編注・朱杰勤校訂『中西交通史料匯編』第四冊（輔仁大學叢書第一種、一九三六）。Chang Hsing-tang, The Rebellion of the Persian Garrison in Chi'ian-chou, *Monumenta Serica*, vol.III(1938).

- (12) 前嶋信次「元末の泉州と回教徒」（『史学』二七一一、一九五三）。

- (13) 吳文良『泉州宗教石刻』（科學出版社、一九五七）。

- (14) 陳達生「關於元末泉州伊斯蘭教研究的幾個問題」（甘肅省民族研究所編『伊斯蘭教在中國·西北五省（區）伊斯蘭教學術討論會（蘭州會議）論文選編』寧夏人民出版社、一九八二）、同「泉州伊斯蘭教派與元末亦思巴奚戰亂性質試探」（『海交史研究』四、一九八二）。

- (15) 努爾「那兀納與蕃佛寺」（『中國穆斯林』一九八二一）。

- (16) 吳文良原著・吳幼雄增訂『泉州宗教石刻（增訂本）』（科學出版社、二〇〇五）。

- (17) 朱維幹「元末蹂躪泉州的亦思法杭兵亂」（『泉州文史』一、一九七九）。

- (18) 莊為濂「元末外族叛亂與泉州港的衰弱」（『泉州文史』四、一九八〇）。

- (19) 廖大珂「亦思巴奚初探」（『海交史研究』一九九七—〇六）。

- (20) 張忠君・蘭陳妍「也論元末亦思巴奚戰亂的性質」（『黔南民族師範高等專科學校學報』二〇〇三—一五）。

- (21) 徐曉望主編『福建通史』（福建人民出版社、二〇〇六）。

- (22) 劉迎勝「元末福建沿海戰亂與亦思巴奚義軍的組建」（『海交史研究』二〇一〇—四）。

- (23) 向正樹『クビライと南の海域世界』（大阪大学出版会、二〇一四）第一章「システムの終焉とディアスポラ」。

- (24) 両論考とも研究史回顧は充実しているが、残念ながら前掲

注3筆者訳注は見落とされたようである。愴然涕下、寂寞無聊の憾に堪えないが、君子は己の人を知らざるを思おもうとか。日々吾が身を三省しつづつ精進してまいりたい。(笑)

(25) 『元史』 卷一九二・良吏二・盧琦列伝。

(26) Dawlat Šāh: [daɔːlatʃ-ʂaɪ] イラン系人名。『華夷訳語』でダウラトは「福」と訳される。以下、人名漢字のローマ字転写にあたっては、次の諸書に依拠した。服部四郎『元朝秘史』の蒙古語を表はす漢字の研究(文求堂、一九四六)、栗林均『華夷訳語』(甲種本) モンゴル語全単語・語尾索引(東北大東アジア研究センター、二〇〇三)、栗林均『元朝秘史』モンゴル語漢字音訳・傍訳漢語対照語彙(東北大東アジア研究センター、二〇〇九)。モンゴル語のカナ表記は研究者によって様々な立場があり、学界で必ずしも一致をみないが、大勢として、現代標準モンゴル語音を採用のものと、中古モンゴル語音に基づくローマ字表記に従うものとの二大別される。本稿は中古モンゴル語音のローマ字表記に依拠しつつ、母音については、現代モンゴル語についてしばしば行われるように、母音調和の原理を反映するため、男性母音と女性母音の区別を重視し、[o:]をオ段、[o:]をウ段によって表記する方式をとった。

(27) Yösümü: [jo-su-mu] テュルク系人名。別人だが、ドーンソン著・佐口透訳『モンゴル帝国史』(平凡社、一九六八) 第四篇第六章は、ラシードに依拠してフレグの息子にイシユムト Yšmut がいると伝える。佐口註によればユシユムトとも読

むとのこと。同じく別人だが、『元史』卷二〇五 列傳九二 奸臣にサンガの姻戚として湖広平章政事の「要束木」という人物が見える。

(28) 『八閩通誌』卷三五 職官興化府には、元代の仙遊県尹としてただ一人、至正年間に在任した任興を挙げる。同書卷四

三公署 興化府に、仙遊県治が至正一二年に寇によって破壊され、任興が至正一五年に再建したことが記される。ダウラト＝シャーの在任と重なる可能性はあるが、確証がない。

(29) 嘉靖『仙遊縣志』卷二 官制類元。

(30) 嘉靖『仙遊縣志』卷頭「僊遊縣志序」:「僊邑志助於宋寶祐丁巳、而脩於元至正辛卯。迨皇明續脩寔更三手。」また、序末に、「仙遊縣前後脩志姓氏」:「元至正辛卯「朝散大夫僉福建廉訪使事河東田九嘉」とある。

(31) 弘治『大明興化府志』卷二七 禮紀 藝文志 紀載類 學校「興化府儒學興造記」。

(32) 万曆『泉州府志』卷一〇 官守志 下元。

(33) 『閩書』卷一四九 崔鞏志 興化府元。

(34) 万曆『泉州府志』卷二四 雜志 盜賊類。

(35) 弘治『大明興化府志』卷二 吏紀 一 郡官年表によれば、李約が総管府経歴に着任したのは至正三年(一三五三)のことである。

(36) 弘治『大明興化府志』卷四 吏紀 四 官監元:「李約、字審初、元經歷也。廬陵人。至正中來任、贊理郡政、往往為民直冤。時仙遊縣尹馬姓者、虐甚。民陳一壺為變、焚其官署、馬逃

- 匿山澤中。府聞變、命約往。仙遊人間約至、相與縛一壺以獻。約得一壺以獻、餘置不問。」黄仲昭はこれを論じて、「(路)民陳一壺為變、由馬尹為虐也」と断言している。万曆「興化府志」卷五官師志元も、字句の異同はあるが大意は同じ。山崎岳「方国珍と張士誠—元末江浙地方における招撫と反逆の諸相」井上徹編『海域交流と政治権力の対応』汲古書院、二〇一〇)。
- (38) 『元史』卷二〇成宗本紀三 大德三年二月丁巳、同書卷九一 百官志七行中書省。『閩書』卷一 方域。
- (39) *Cintung*: [cin:ɣ:tuŋ] カンクリ部の出身。元の最末期に中書省平章政事を務めた。順帝の大都脱出に際して戦死。『元史』卷一四二列傳二九に伝がある。
- (40) *Buga Temür*: [bu:ɣa:te-mu:ɽ] モンゴル系人名。字は兼善、ダルナイマン氏の出身で、色目人に属する。行御史大夫テムゲの子。『元史』卷一四〇列傳二七に立伝。また、同書卷四五本紀四五順帝八、および卷四六本紀四六順帝九によれば、至正一八年一月乙未朔に福建行省平章政事に任じ、同二年八月庚子に任を去ったとある。
- (41) *bsam gTan Pa*: [sa:n-ta:n-pa] チベット語人名。『欽定元史語解』卷一七二 薩木丹巴「唐古特語、薩木丹、禪定也。巴、人也。卷四十四作三旦八。」チベット語で *bsam gtan* は静慮・禪定を意味し、*bsam gtan pa* は禪定者を意味する。サムダンパの事蹟は、鄧文韜「元代西夏遺裔三旦八事迹考」(『寧夏社會科学』二〇一六一四) に詳しく。
- (42) *Antun*: [an-tuŋ] モンゴル系人名。別人だが、同じく安童と称する人物が、『元史』卷一二六列伝二三に立伝される。
- (43) 『元史』卷一二三宰相年表二 至正一八年。
- (44) 前掲注12前嶋論文。朱維幹に「イスパハーン」*ispahan* 説、廖大珂に「シャーバンダル」*sharbandar* 説があるが、いずれも前嶋説に及ぶ説得力はない。
- (45) ベルシヤ語の *nšbat* と呼ばれる接尾辞は、アラビア語 *nšba* に由来し、名詞に後続して出身・帰属を表す形容詞を形成する。この形容詞もまた *nšbat* と呼ばれて氏名呼称の一部をなし、日本では「由来名」と称される。前嶋は、「亦思巴奚」の語末の「奚」を修飾語を導くベルシヤ語の接尾辞エザー *Fezate* と解して、「亦思巴奚泉州」*ispāhi Quanzhou* (泉州軍団) のような用法を仮想し、後続の地名部分が落ちて通用したものと説く。しかし、「亦思巴奚泉州」といった用法は『至正近記』には見当たらず、*nšbat* 説に比べて蓋然性も低いように思われる。
- (46) 兵士としての「亦思巴奚」については、前掲注23 向著書に詳しい考証がある。同論考ではこれを騎兵ではなく弓兵であることを強調するが、『至正近記』には「騎」の用字が複数箇所あり、彼らは舟戦以外に陸上での活動もうかがわれることから、騎兵であることを否定する理由はないように思われる。
- (47) *Saif al-Din*: [sai:f-diŋ] アラブ語人名だが、前嶋が説くように泉州のムスリムは文化的にはイラン系と考えるべきか。

以下、アラブ語人名に関してはその見解に従う。『海道經』供祀記には二三三年の時点で同名の人物が海道漕府副万戸に任ぜられている。おそらく同一人物であろう。

- (48) Amīr al-Dīn [ami-h-ding] アラブ語・イラン系人名。前掲注11張星煥著書に従う。前嶋は「アミードロウッディーン」Amīd al-Dīnに比定するが、通常「里」の音価は「ㄩ」か「ㄩ」であり、「アミード」amidにあてる必然性を欠く。「アミール」amiはアラビア語の「軍事司令官」に由来し、イスラーム支配地域の各地で君公を意味する称号に転じた。ペルシヤ語史料では、モンゴル支配下の軍戸の長をアミールと称したことから、この「アミール」も、「万戸長」ami-h-tumanの呼称が個人名と誤認されたものではないだろうか。万戸については、川本正知「中央アジアのテュメンなる地域区分について」(『西南アジア研究』五三、二〇〇〇)を参照。

- (49) 『元史』卷四五順帝本紀八至正一七年三月乙亥朔：「義兵萬戸賽甫丁、阿迷里丁叛據泉州。」

- (50) 投下に関しては、前掲注48川本論文を参照。

- (51) 万曆『泉州府志』卷一二武衛志下 武蹟：「鄭壽、晉江人。讀書能文。蚤孤事母盡孝。由千戸陞宣武將軍上萬戸。至正間、萬戸賽甫丁、阿迷里可〔丁〕叛。竊據泉州。壽謀討之。機泄。遂遭害。一門死者數人。第宅盡燬。子孫離竄。泉人傷之。」

- (52) 『圭峰集』卷上挽安童參知政事：「昔日郡侯今將相、出師未捷殞邊城。空令父老思黃霸、重使英雄用孔明。公論有人書野史、旅魂無路到神京。東山賓客知多少、誰似羊曇涕淚傾。」

- (53) 『閩中金石略』卷二「修彌陀岩記」、前掲注41鄧論文による。

金陵の僧覺成が泉州を訪れ「平章三旦八」以下の歴々に面会して、弥陀岩の堂宇修繕のための勧請をしたという内容である。碑刻の紀年は「至正二十四年甲辰中和日告功立石」とあるが、活動開始から「始末四春」とあることから、サムダンバとの面会は至正二〇年、事件の翌年のことであろうと考えられる。その後の消息は不明である。

- (54) 前掲注41鄧論文を参照。

- (55) 元朝治下のモンゴル人の「漢化」については、山崎岳「元末順帝朝の政局―後至元年間バヤン執政期を中心に」(『アジア遊学』二五六、二〇二一)に言及した。参照されたい。

- (56) 弘治『大明興化府志』卷三九禮紀人物名臣四 莆田縣 國朝。

- (57) Saun al-Dīn [saun-s-ding] アラブ語・イラン系人名。

- (58) 『元史』卷四四順帝本紀七至正一五年四月壬戌。

- (59) 弘治『八閩通誌』卷四三公署 興化府文職公署に、莆禧稅課司・莆禧倉・莆禧河泊所などが、同武職公署に莆禧千戸所が見える。

- (60) 弘治『八閩通誌』卷五四 選舉 興化府元。上海圖書館編『中國家譜總目』(上海古籍出版社、二〇〇八)には、莆田の林氏の族譜は「一点が掲載されている。一点が宋代の複印抄本とされる以外は、すべて清代以降のものである。提要による限り、うち九点が、晋元帝に随って晋安に移住した林禄を始祖とする「九牧林氏」の家系に属するものである。いずれも未見のため確定はできないが、林德隆・林珙も同

氏に属する可能性がある。

- (61) 『圭峰集』巻下「元故真士陳公墓誌銘」。『閩中理学淵源考』巻三六「陳子信諸先生學派」真士陳子信先生士麟」。なお、『閩中理学淵源考』は陳士麟を南安人とし、『至正近記』に陳從仁を惠安人とするのと齟齬するが、おそらく前者は祖籍、後者は現住地ということであろう。『中國家譜總目』（上海古籍出版社、二〇〇八）には、南安の陳氏族譜としてただ一点、『梅溪陳氏族譜』二巻がある。提要によれば、同書は万曆刻本の影印で、入閩始祖を五代の河南固始の人・陳潤とし、南安梅溪への始遷祖を元代の陳及とする。未見だが、陳士麟はこの一族に属するものと予測する。盧琦の妻陳氏については、『閩書』巻一四二閩閩志泉州府惠安縣「恭人陳懿」。

- (62) Qutuq Sati: [qu-tu-saj] モンゴル・イラン系人名。シャールはペルシヤ語で王の意。イスラム教徒の可能性もあるが、アラビア語でなくモンゴル語人名を冠するため、断定はできない。ゾロアスター教徒やマニ教徒など、非ムスリムであるとも考えられる。ここではあえて、シャムスに代えて、非ムスリムが分省に着任したものと解釈する。

- (63) Housen: [qu-sen] 女真語人名と解した。『欽定元史語解』巻一七「呼遜」の割注に、「忽先」を「厚孫」とともに満洲語の「力」housun に相当する女真語人名とすることに従う。『元史』巻一八成宗本紀元貞元年十一月丙戌にも、阿魯酋長の弟の「脱杭忽先」[Toghān Housen] なる人名が見える。ただ

し、「忽先」は、アラブ語・イラン系人名 Hussayn と思われる用例も『元史』や『明実録』に確認されることから、可能性としては留保しておきたい。

- (64) Husayn: [hu-saj] アラブ語・イラン系人名。
(65) Mahmūd: [ma-qanou] アラブ語・イラン系人名。
(66) 『元史』巻四六順帝本紀九至正二十二年八月庚子。
(67) 『玩齋集』巻八「普平章壽容贊」：「至正二十年秋，福建行中書省平章政事普公兼善，以鎮南服功，詔賜御衣，上尊。加銀青榮祿大夫，位第一，用便宜如故事。」
(68) 『元史』巻一四〇列伝二七は、ボガテムルの福建での治績について、「時境内皆為諸豪所據，不能有所施設。」と單刀直入に手厳しい。
(69) 『玩齋集』巻七「福州三皇廟學田記」。
(70) 前掲注37山崎論文を参照。